

(案)

地域医療構想を踏まえた病床整備に関する事前協議について

平成 29 年 月 日

神奈川県保健福祉局保健医療部医療課

1 病床整備の基本的な考え方

今後の病床整備にあたっては、将来において不足する病床機能の確保など、神奈川県地域医療構想（平成 28 年 10 月策定）に示された地域の課題や取組みの方向性を考慮して進めていく必要がある。

その上で、事前協議の対象を特定の病床機能等に限定する場合はもとより、優先的に整備が必要と考えられる病床機能等がある場合は、公平かつ適切に審査を行うため、地域で検討のうえ事前協議を開始する段階から明らかにすることが望ましい。

なお、事前協議に条件を設定する場合は、医療機関の病床機能報告と地域医療構想の必要病床数の推計では病床機能の定義等が異なることを踏まえ、これらの数値だけでは的確に把握できない地域の課題や実情に留意することも必要である。

2 事前協議における公募条件等について

- (1) 原則として、医療法施行規則第 30 条の 33 の 2 の規定により定められた病床機能区分のうち、当該二次保健医療圏又は構想区域において、現に不足し、又は将来不足することが見込まれる機能区分の病床を公募することとする。
- (2) 次のいずれかに該当する病床については、(1)にかかわらず、公募対象とすることができるものとする。
 - ・ 当該二次保健医療圏又は構想区域の中で病床機能の地域偏在が存在する場合、一定の地域で特に整備の必要性が認められる機能区分の病床
 - ・ 人口の急増等により、なお当面、整備が必要と考えられる機能区分の病床
 - ・ その他、地域の実情に応じ、良好な医療提供体制を確保するために必要性が高いと考えられる機能区分の病床
- (3) 従来と同様、地域の実情に応じ、病床の種別やさらに具体的な病床機能等（緩和ケア病床、新生児集中治療室等）を事前協議の対象として設定し、又は優先的に配分することとして差し支えないものとする。
- (4) (1) ~ (3) の公募条件等については、原則として、事前協議を実施する際に明らかにすることとする。